



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第9号 2020年3月31日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

新型コロナ禍 タクシー・バスの營收激減 活用できる制度を使って賃金・雇用を守る

新型コロナウイルスの感染拡大で、タクシー・バス産業には重大な影響が出ています。

貸切バスは、予約がほとんどキャンセルされ売上げゼロ状態、タクシーも3月に入って売上げが半減する状態になっています（5ページに全タク連の緊急調査結果）。歩合給は大幅に下がって、最低賃金に抵触するところも多発しています。

自交総連では、3月5日に国交省・厚労省交渉を行い、コロナ問題での緊急対策、労働者の生活保障を行うよう求めました。各地方でも、タクシー協会などに申し入れをし、労働者の賃金確保、雇用の確保に奮闘しています。

各組合では、春闘の要求を掲げつつ、状況に応じて労働者を守るために、①足切り減額などで賃金低下の影響を最小限にする、②経営危機回避のために、労使で休業計画を立て、休んでいる者には休業補償、出ている者には營收回復をはかる、③休業などには、コロナ緊急対策の政府制度を最大限活用するといった緊急の対応が必要となってきます。

2ページ以降に、活用できる制度、問題点をまとめました。

全労連がアピール 新型コロナウイルスの影響から 暮らしと経済を救うために事業も雇用も採用も守ろう

全労連は3月30日、緊急のアピールを出し、労働者に対しては、雇用が維持され、安心して暮らせることが一番大切であり、国には私たちのいのちと暮らしを守る義務があるとして、「もしも解雇や雇止めの話があがっても、同意はせず、労働組合に相談してください。客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効です。育児・介護休業や産前産後休業、労災の療養中などの解雇は禁止されています」と雇用を守るたたかいを呼びかけました。

また、経営者に対しても、失業が蔓延すれば景気回復はますます困難となるとして、「個々の企業が安易に雇用責任から逃れてしまうと、トータルの社会的コストは莫大なものとなってしまいます。こうした事態とならないよう、政府に政策の拡充を求め、公的支援・助成制度をフル活用し、とにかく事業も雇用も採用内定も、守り抜きましょう」と呼びかけました。

生活を守るため、大企業・大資産家厚遇を国民本位に変える政治・財政を一緒につくっていくことを訴えています。

新型コロナウイルス関連 緊急にとりくむ方針、活用できる制度

2020. 3. 31 自交総連

1. 賃金確保の緊急対策

	項目	内 容	問題点、要求事項
春闘、賃金確保	春闘での賃金改善	春闘は要求を出してとりくみ、改善を求めるとともに、緊急にコロナ対策の交渉をする必要がある	基本的な労働条件の確保、重点要求を獲得するため、春闘要求は貫く（実施時期など弾力的な対応はありうる）
	足切りの廃止・減額	営収が大幅に減少するなか、足切り以下で賃率が大きく下がる制度がある場合、緊急に足切りを廃止あるいは引き下げる	足切りの前後で賃率が大きく変わるのは累進歩合であり、改善基準違反なので廃止すべきだが、当面減額させる労使交渉を緊急に行う

2. 賃金補償、雇用確保、生活保障のための法律・制度の活用

	項目	内 容	問題点、要求事項
賃金	最低賃金（最賃法）	賃金が最低賃金を下回る場合は、差額が補填されなければならない	補填した事業者への国の支援策をつくることは必要だが、経営者の一部が要求している最賃法の例外的・弾力的な適用（適用除外）は認められない
	出来高払い制の保障給（労基法27条）	歩合給制度が採用されている場合、労働時間に応じ、一定額（改善基準通達で通常の賃金の6割以上）の賃金が保障されなければならない	労基法では額の規定はないが、改善基準で6割以上とされている。保障給＝前3か月の賃金総額÷総労働時間×0.6。保障給が最低賃金を上回る場合、保障させる
休暇・休業補償等	年次有給休暇	有休は、理由のいかんにかかわらず、いつでもとることができる	年次有休は本来、病気を使うものではない。病気のための特別休暇を要求して、制度をつくる必要がある
	特別休暇	年次有給休暇とは別の病気休暇など特別休暇の制度があれば活用できる。会社が制度をつくった場合、助成金が出る（下記参照）	コロナ対策のための緊急の要求として、有給の特別休暇制度をつくって、適用させることを求める。会社には助成金を申請させる

	休業手当 (労基法26条)	使用者の責による休業の場合 は平均賃金の60%以上の休業手当が支払われなければならない 会社が休業計画を立てて実施した場合、助成金が出る(下記参照)	コロナとわからない段階で労働者が自主的に休んだ場合、休業手当支払いの対象とならない 60%というのは法律の最低基準なので、労使交渉で引き上げることが必要。計画を実施させ、会社には助成金を申請させる
	傷病見舞金 (健康保険)	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12か月の平均の標準報酬日額の2/3に相当する金額が傷病手当金として支給される	最初の3日間は支払われない。その分の補填、支給額との差額を会社に補填させることを求める
	労災補償	業務又は通勤に起因してコロナウイルス感染症を発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となる	手続きは事業者になるので、適切に行わせる必要がある
貸付	生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の特例	①休業で一時的な資金が必要な人、②失業し生活の立て直しが必要な人に、上限20万円貸付、無利子(窓口は市区町村の社会福祉協議会)	貸付なので返済が必要 返済不要の労働者への生活支援が求められる

3. 事業者に対する助成制度等(コロナ対策の特例)

		内 容	問題点、要求事項
助成金	雇用調整助成金の特例 (6月30日まで)	事業活動が縮小(1か月5%以上低下)した事業者が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に、支払った休業手当に対し助成される 助成率は中小企業4/5、大企業2/3、解雇をしない場合は中小9/10、大企業3/4、上限8330円/日(教育訓練加算1200円)	労使協定を結んで、休業計画を立てさせる(貸切バス部門は全休とか、交代で半分ずつ休むとか、65歳以上の者が休むなど) 特例で、計画届の事後提出可、残業相殺の停止(勤務している者は残業できなかったのを変更)、手続きの簡素化がはかられているので、ハローワークと相談して事業者が申請する 助成額・上限のアップ、手続簡素化、期間延長が必要

	時間外労働等改善助成金の特例 300人以下の中小企業のみ	〈職場意識改善特例コース〉 新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備した場合、対象経費の3/4(上限50万円) 〈テレワークコース〉 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入した場合、対象経費の1/2(上限100万円)	緊急に特別休暇制度をつくらせて、就業規則等の作成・変更、労働者への周知・啓発などを実施する必要がある 上限額のアップ、助成条件の改善などが求められる
	小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	臨時休業した小学校に通う子、感染またはその恐れのある子、濃厚接触者の世話のために有給休暇を取得した保護者・親族に給与を支払った事業者に支給した給与の全額、ただし上限8330円/日 業務委託の個人事業主は日額4100円	保護者として休んだ場合は給与を支払わせて、会社に手続きをさせて助成金を申請させる 上限額のアップ、助成条件の改善などが求められる
融資等	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (経産省)	売上減少で当面の運転資金を調達するため、日本政策金融公庫や商工中金が特別貸付。3年間実質無利子、最長5年据置 民間金融機関から借り入れる場合は信用保証協会が保証	貸し付け条件等は経産省のホームページ参照。倒産危機打開、雇用の維持のために事業者を活用させる
	債務等の条件変更	すでに受けた融資の条件変更について、事業者の実情に応じて柔軟に対応するよう金融機関に要請	金融機関による貸しはがしはあってはならない。経営危機の場合、事業者から返済条件の変更を申し出て応じさせる

厚生労働省 コロナ関連ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

経済産業省 コロナ関連ページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

新型コロナウイルス感染症の影響による営業収入の変化

(20年3月23日時点、全タク連緊急サンプル調査)

都道府県	サンプル(社)	運賃改定	2月				3月(1~14日)			
			19年(千円)	20年(千円)	増減	減少最大事業者	19年(千円)	20年(千円)	増減	減少最大事業者
北海道	5	○	217,020	202,591	-6.6%	-18.8%	103,422	66,494	-35.7%	-42.7%
青森	5	○	93,456	99,710	6.7%	-15.5%	40,960	32,926	-19.6%	-38.4%
岩手	5		80,912	76,391	-5.6%	-9.8%	39,367	26,716	-32.1%	-36.8%
宮城	5		232,912	213,029	-8.5%	-17.8%	119,236	83,369	-30.1%	-35.5%
秋田	5		103,541	98,097	-5.3%	-15.5%	50,257	32,911	-34.5%	-48.6%
山形	5		52,129	46,304	-11.2%	-29.4%	27,617	16,800	-39.2%	-48.4%
福島	7		104,460	94,493	-9.5%	-30.0%	56,047	40,812	-27.2%	-45.3%
茨城	5		57,023	51,106	-10.4%	-40.7%	29,377	18,051	-38.6%	-51.6%
栃木	7		122,772	120,559	-1.8%	-20.3%	57,627	37,894	-34.2%	-45.3%
群馬	5		110,701	105,883	-4.4%	-12.6%	48,801	32,327	-33.8%	-37.5%
埼玉	5	○	186,515	201,004	7.8%	0.1%	91,109	70,906	-22.2%	-28.1%
千葉	6	○	215,388	228,065	5.9%	-3.2%	119,805	82,269	-31.3%	-52.7%
東京	6		587,189	521,002	-11.3%	-20.0%	309,809	230,740	-25.5%	-35.8%
神奈川	5	○4	583,498	588,936	0.9%	-14.6%	280,417	223,026	-20.5%	-44.2%
山梨	5		61,098	53,249	-12.8%	-49.6%	29,586	16,763	-43.3%	-49.2%
新潟	5	○4	94,313	95,535	1.3%	-3.5%	48,508	32,916	-32.1%	-43.6%
富山	5		134,718	125,569	-6.8%	-10.0%	62,586	39,487	-36.9%	-38.0%
石川	5		199,888	189,429	-5.2%	-7.6%	105,446	64,551	-38.8%	-50.6%
長野	5	○	325,237	307,149	-5.6%	-22.6%	113,394	76,059	-32.9%	-50.0%
福井	5		64,909	64,192	-1.1%	-17.2%	31,074	22,515	-27.5%	-38.6%
岐阜	5		224,454	211,580	-5.7%	-22.6%	113,588	77,468	-31.8%	-45.4%
静岡	5	○	289,080	273,323	-5.5%	-29.7%	147,549	99,436	-32.6%	-53.0%
愛知	5		418,302	371,190	-11.3%	-14.8%	201,086	130,439	-35.1%	-39.6%
三重	5	○	374,577	364,596	-2.7%	-16.8%	183,481	128,081	-30.2%	-38.0%
滋賀	6	○	131,303	131,954	0.5%	-12.7%	70,249	47,138	-32.9%	-37.9%
京都	6	○2	519,032	462,919	-10.8%	-15.2%	269,571	159,185	-40.9%	-46.7%
大阪	5	○	703,091	691,333	-1.7%	-8.5%	345,266	263,125	-23.8%	-32.9%
兵庫	11	○9	387,192	385,253	-0.5%	-16.0%	196,810	143,384	-27.1%	-60.3%
奈良	5		227,976	204,521	-10.3%	-15.2%	120,065	75,611	-37.0%	-51.3%
和歌山	5	○	40,755	37,752	-7.4%	-15.9%	20,330	13,002	-36.0%	-48.8%
鳥取	5		114,157	104,346	-8.6%	-11.9%	46,202	31,143	-32.6%	-35.4%
島根	6	○	75,183	73,981	-1.6%	-7.2%	39,519	28,832	-27.0%	-44.5%
岡山	5	○	293,587	310,057	5.6%	-0.3%	169,847	131,860	-22.4%	-32.7%
広島	6	○	265,036	250,117	-5.6%	-9.1%	142,936	104,612	-26.8%	-34.6%
山口	5	○	86,940	87,310	0.4%	-22.6%	44,943	32,500	-27.7%	-38.4%
徳島	5		21,541	20,021	-7.1%	-16.9%	11,891	7,251	-39.0%	-47.4%
香川	5		67,751	65,245	-3.7%	-7.9%	30,297	20,456	-32.5%	-43.8%
愛媛	5		63,033	63,116	0.1%	-16.4%	33,524	22,011	-34.3%	-36.0%
高知	5	○	99,387	103,959	4.6%	1.4%	51,790	34,089	-34.2%	-54.2%
福岡	8		719,891	676,038	-6.1%	-11.9%	365,449	251,449	-31.2%	-38.0%
佐賀	7	○	116,609	118,543	1.7%	-14.0%	59,262	43,807	-26.1%	-42.4%
長崎	5	○	96,263	96,678	0.4%	-3.9%	48,423	35,556	-26.6%	-28.8%
熊本	6		131,843	121,238	-8.0%	-14.9%	66,002	44,048	-33.3%	-40.0%
大分	7	○	176,047	157,238	-10.7%	-18.5%	96,693	52,669	-45.5%	-66.4%
宮崎	5	○	89,877	97,806	8.8%	-2.0%	39,566	31,210	-21.1%	-27.7%
鹿児島	6	○	255,425	259,763	1.7%	-6.1%	128,511	101,630	-20.9%	-32.2%
沖縄	1G+4		356,484	338,342	-5.1%	-16.5%	155,789	122,510	-21.4%	-22.6%

注、運賃改定の○は2月1日から運賃改定をしたところ。数字なしは全社改定、数字は改定した会社数